



東久留米市子ども・子育て支援事業計画 (概要版)

平成27年3月
東久留米市

目次

○計画策定の趣旨	1
○計画の位置づけ	1
○計画の期間	2
○計画の策定方法	2
○基本事項	3
○幼児期の教育・保育	3
○子ども・子育て支援事業に関する事項	6
○幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容	15
○産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	16
○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する東京都や関係機関との連携	16
○労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	17
○計画の推進体制	17
☆東久留米市子育て関連施設地図	8～9

計画策定の趣旨

平成24年8月、安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現を最重要課題の一つと認識し、待機児童解消や社会全体で子ども・子育てを支援するため、「子ども・子育て支援法」をはじめとする、いわゆる「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）は、子ども・子育て支援法の基本理念のもと、本市の子ども・子育てを取り巻く環境の整備、支援の取り組みを一層促進するとともに、幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期等を定め、幼児期の教育・保育事業等に関する市民のニーズに応じていく体制づくりを進めていくため策定するものです。

【子ども・子育て支援法 基本理念】

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。



計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、策定するものです。

本計画は、「東久留米市第4次長期総合計画」、「東久留米市第3次地域福祉計画」、「第4期東久留米市障害者計画・障害福祉計画」、「東久留米市教育振興基本計画」、「東久留米市第2次男女平等推進プラン」などの諸計画との整合を図ります。

計画の期間

この計画は、平成 27 年度（2015 年度）を初年度とし、平成 31 年度（2019 年度）までの 5 年間を計画期間とします。

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
東久留米市 次世代育成支援行動計画（後期）					東久留米市 子ども・子育て支援事業計画				

計画の策定方法

（１）基本的事項

本計画は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年 7 月 2 日号外内閣府告示第 159 号。以下「基本指針」という。）を参酌し、策定しました。

（２）子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたり、「東久留米市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容の審議を行いました。同会議は、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、東久留米市子ども・子育て会議条例により設置された機関です。

（３）ニーズ調査の実施

市町村子ども・子育て支援事業計画は、子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向、子どもとその保護者が置かれている環境、その他の事情を正確に把握した上で、これらを勘案して作成するものとされています。

本市では、適切な計画を作成する上で、地域の実情を把握する必要があることから、小学校就学前児童の保護者（2,000 名：無作為抽出）及び市立小学校 2 年生の子どもを持つ保護者 848 人（悉皆）を対象に利用希望把握調査（ニーズ調査）を実施しました。

基本事項

本市では、国が示す基本指針及び『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（平成26年1月・内閣府）に基づいて、幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計を行いました。

幼児期の教育・保育

（１）幼児期の教育・保育給付の対象

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園（新制度へ移行しない幼稚園を除く）、保育所等の特定教育・保育施設、小規模保育等の特定地域型保育事業を利用する場合、幼児期の教育・保育給付の対象となります。

また、子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市区町村が、客観的な認定基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みになっています。認定は、以下の3区分です。

認定区分	子の年齢	保育の必要性	対象者	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間※1認定)	3～5歳	なし	新制度に移行する幼稚園や認定こども園の利用を希望される方	○幼稚園 ○幼稚園 + (一時預かり)
2号認定 (保育認定)	3～5歳	あり (教育希望)	(一時預かりを利用することも出来ます)	○認定こども園 ○認定こども園 + (一時預かり)
		あり	保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しいため、保育所や認定こども園などの利用を希望される方	○認定こども園 ○保育所
3号認定 (保育認定)	0歳 1・2歳	あり	同上	○認定こども園 ○保育所 ○地域型保育

※1 教育標準時間：幼稚園の教育時間は、4時間を標準として、園則等により各施設で定めています。それ以上の時間の利用は「一時預かり事業」の対象となります。

(2) 幼児期の教育・保育提供体制の確保の内容及びその実施時期

単位：人

平成 27 年度		1号	2号		3号	
		3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の教育 の利用希望が 強い	左記以外		
①量の見込み		1,425	265	1,202	215	783
②確保 方策	特定教育・保育施設（※1）	233	78	1,031	156	596
	新制度に移行しない幼稚園	1,700				
	特定地域型保育事業（※2）				10	34
	認可外保育所（※3）			26	15	81
②－①		321		△145	△34	△72

平成 28 年度		1号	2号		3号	
		3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の教育 の利用希望が 強い	左記以外		
①量の見込み		1,396	260	1,180	228	792
②確保 方策	特定教育・保育施設（※1）	233	78	1,093	165	629
	新制度に移行しない幼稚園	1,700				
	特定地域型保育事業（※2）				22	60
	認可外保育所（※3）			22	13	65
②－①		355		△65	△28	△38

平成 29 年度		1号	2号		3号	
		3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の教育 の利用希望が 強い	左記以外		
①量の見込み		1,347	250	1,141	211	800
②確保 方策	特定教育・保育施設（※1）	760	243	1,146	183	674
	新制度に移行しない幼稚園	984				
	特定地域型保育事業（※2）				31	106
	認可外保育所（※3）			22	8	40
②－①		390		27	11	20

平成 30 年度		1号	2号		3号	
		3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の教育 の利用希望が 強い	左記以外		
①量の見込み		1,297	240	1,102	191	781
②確保 方策	特定教育・保育施設（※1）	760	243	1,146	183	674
	新制度に移行しない幼稚園	984				
	特定地域型保育事業（※2）				31	106
	認可外保育所（※3）			22	8	40
②－①		450		66	31	39

平成 31 年度		1号	2号		3号	
		3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の教育 の利用希望が 強い	左記以外		
①量の見込み		1,299	241	1,104	177	739
②確保 方策	特定教育・保育施設（※1）	760	243	1,146	183	674
	新制度に移行しない幼稚園	984				
	特定地域型保育事業（※2）				31	106
	認可外保育所（※3）			22	8	40
②－①		447		64	45	81

※1 市より、施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けた幼稚園、認定こども園、保育所

※2 市より、地域型保育給付費の支給に係る施設として確認を受けた小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育

※3 市が運営費支援等を行っている認可外保育施設等（定期利用保育・認証保育所）



子ども・子育て支援事業に関する事項

(1) 利用者支援に関する事業

子育て中の親子や妊婦等が、幼稚園・保育所等の施設あるいは地域の子育て支援事業の中から必要な支援を選択して円滑に利用できるように、行政窓口その他の場所で専任職員が情報提供、相談、援助を行い、関係機関との連絡調整を行う事業です。

単位：か所

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

2号認定又は3号認定を受けた子どもが、保護者の勤務条件や家庭の事情等により、通常の利用日以外の日や利用時間以外の時間に保育を必要とする場合に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,018	1,020	990	958	922
②確保方策	1,086	1,163	1,308	1,308	1,308

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が出産や病気等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもに対し、市が委託する児童養護施設等に子どもを預け必要な保護を行う事業です。宿泊を伴う場合もあります。

単位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	291	292	283	274	264
②確保方策	730	730	730	730	730

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業等）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師又は助産師が訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の様子や養育環境の把握、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整等の支援を行う事業です。

単位：①人、②件

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	876	924	864	828	732
②訪問数	876	924	864	828	732
確保方策	実施体制：15 人（常勤保健師 10 人、委託助産師 5 人） 実施機関：福祉保健部健康課 委託団体等：東久留米市助産師会				

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会

その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

単位：件

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み （延べ訪問件数）	1,147	1,224	1,301	1,060	1,025
確保方策	実施体制：子ども家庭支援センター職員 実施機関：東久留米市子ども家庭支援センター				

(6) 地域子育て支援拠点事業

小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行います。

単位：①人回、②か所

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	45,844	47,130	46,211	45,107	41,452
②確保方策	2	2	2	2	2

10 ページに続きます

東久留米市子育て関連施設地図

平成 27 年 4 月 1 日（予定含む）





(7) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

子どもが病中又は病気の回復期であって、集団保育が困難で医師が必要と認めた期間、医療施設等に付設された専用スペースで、一時的に保育及び看護ケアを実施する事業です。

単位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	882	885	876	848	815
②確保方策	880	880	880	880	880
②－①	△2	△5	4	32	65

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育てのお手伝いをしたい会員（サポート会員）と、子育てのお手伝いを受けたい会員（ファミリー会員）による、組織的な相互援助活動（有償ボランティア活動）です。事前に事業説明会に参加し、入会する必要があります。ファミリー会員からの利用希望があった場合に、センターがサポート会員と連絡調整して、援助活動につなげていきます。

単位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	4,947	5,044	5,044	5,044	4,992
②確保方策	1,653	2,239	2,981	3,905	5,035
②－①	△3,294	△2,805	△2,063	△1,139	43

(9) 一時預かり事業

急な用事等、家庭で一時的に保育が困難になった場合に、幼稚園や保育所等で子どもを預かる事業です。なお、幼稚園での教育標準時間前後の預かり保育も一時預かり事業に含めています。

①一時預かり事業※¹

(幼稚園や認定こども園における在園児対象の一時預かり(預かり保育※²含む))

単位：人日

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の 見込み	1号認定	17,338	16,971	16,329	15,693	15,718
	2号認定	50,058	48,999	47,146	45,310	45,381
②確保方策		64,766	68,574	72,382	72,382	72,382
②－①		△2,630	2,604	8,907	11,379	11,283

②一時預かり事業(①以外)

単位：人日

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		52,827	54,214	53,158	51,784	47,683
②確保 方策	一時預かり 事業 (在園児対象型 を除く)	18,300	23,180	38,064	42,944	42,944
	ファミリー ・サポート ・センター 事業 (就学前児童)	3,307	4,477	5,963	7,811	10,069
②－①		△31,220	△26,557	△9,131	△1,029	5,330

※¹ 一時預かり事業：新制度において、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業として位置付けられ、市が上記の保育の提供について、幼稚園又は認定こども園に委託し実施する事業(幼稚園型一時預かり事業)

※² 預かり保育：私立幼稚園で保育開始前及び終了後に、幼稚園の教育標準時間(4 時間)以上子どもを預けたい希望がある家庭に対して保育を提供する事業(東京都推進事業)

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）

妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資するよう、母子保健法第13条に基づき実施している事業です。

現在、本市においては、妊娠確定後、妊娠届を提出し母子健康手帳の交付を受けた方に、妊婦健康診査14回分と妊婦超音波検査1回分を一部公費で受診できる受診票をお渡ししています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (受診券配布件数)	924	864	828	732	732
確保方策	実施場所：委託医療機関 実施時期：通年実施 実施体制：個別 検査項目：国が定める基本的な妊婦健診項目 (体重・血圧・尿・血液検査 他)				

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者の就労等の理由で、放課後や長期休業中に保護者不在の小学生に対して、自主性、社会性及び創造性の向上や基本的な生活習慣の確立等を図り、健全な育成を図る事業です。

【第一小地区】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	88	98	97	96	94
②確保方策	100	100	100	100	100
②－①	12	2	3	4	6

【第二小地区】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	101	103	103	108	106
②確保方策	120	120	120	120	120
②－①	19	17	17	12	14

【第三小地区】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	93	99	95	98	96
②確保方策	100	100	100	100	100
②－①	7	1	5	2	4

【第五小地区】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	105	113	120	122	120
②確保方策	100	100	130	130	130
②－①	△5	△13	10	8	10

【第六小地区】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	66	71	73	73	71
②確保方策	60	60	90	90	90
②－①	△6	△11	17	17	19

【第七小地区】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	112	108	109	111	108
②確保方策	110	110	110	110	110
②－①	△2	2	1	△1	2

【第九小地区】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	108	112	115	121	118
②確保方策	90	120	120	120	120
②－①	△18	8	5	△1	2

【第十小地区】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	76	70	69	63	61
②確保方策	80	80	80	80	80
②－①	4	10	11	17	19

【小山小地区】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	67	65	63	66	64
②確保方策	60	60	90	90	90
②－①	△7	△5	27	24	26

【神宝小地区】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	53	49	48	47	46
②確保方策	45	45	75	75	75
②－①	△8	△4	27	28	29

【南町小地区】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	86	86	80	82	80
②確保方策	70	70	100	100	100
②－①	△16	△16	20	18	20

【本村小地区】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	51	48	46	46	44
②確保方策	60	60	60	60	60
②－①	9	12	14	14	16

【下里小地区】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	30	30	31	30	29
②確保方策	45	45	45	45	45
②－①	15	15	14	15	16

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設や地域型保育事業の利用の際に、教育・保育に係る日用品、文房具その他物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等の実費徴収が行われた場合について、保護者の世帯の所得状況等を勘案し、市が定める基準に該当したときに、その実費徴収の全部又は一部を助成する事業です。

今後は、国の動向に応じ事業の実施について検討していきます。

(13) 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

子ども・子育て支援新制度において、多様な事業者の技術、手法、経験等を活用し、特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

これまでも、幼稚園や保育所等からの相談は、所管課にて受付、手続きに係る支援や助言を行っており、今後も市内において、多様な事業者がその技術、手法、経験等を活用しながら幼児期の教育・保育施設等に参入し、円滑に事業が実施できるよう、事業者に対する支援、相談及び助言等を行います。

幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

本市では、現在の幼児期の教育・保育の利用状況や保護者の利用希望に沿って、幼児期の教育・保育の適切な利用が可能となるよう、幼稚園から認定こども園への移行に必要な支援及び認定こども園の普及を図るため、次の内容に取り組みます。

- 幼稚園設置者等に対し、認定こども園に関する情報提供を適宜行い、移行を支援します。
- 幼稚園教諭と保育士の合同研修等、必要な支援に努めます。
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の相互の連携を推進します。
- 多様な保護者のニーズに基づき、必要な情報提供、関係機関との連絡調整を適切に行うことで、子育て支援事業と相まった、幼児期の教育・保育の一体的提供を推進していきます。



産後の休業及び育児休業後における 特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

（１）情報提供の推進

産前・産後の休業及び育児休業後に、職場への復帰が希望に応じて円滑に行われるよう、利用者支援事業等を活用し特定教育・保育の利用を希望する方への情報提供を進めます。

（２）保育需要に応じた定員の拡充

育児休業からの復帰が円滑に進むよう、保育需要が多いと見込まれる１歳児の定員拡充に配慮し、希望する児童が保育を受けられる体制を整えます。

子どもに関する専門的な知識及び技術を要する 支援に関する東京都や関係機関との連携

（１）児童虐待防止

児童虐待は、子育て家庭の孤立化や不安・負担の解消を図ることが何よりの防止策であり、本市では、このような観点からも継続して各種相談事業等を行います。また、児童の生活環境や心身の状態等から虐待の兆候をとらえ、未然に、又は早期に対応ができるよう、十分な体制を整えます。

（２）特別な支援を要する児童への施策

特別な支援を要する児童への療育等については、乳幼児健診をはじめとする母子保健活動、その他様々な事業を通じて、児童とその保護者に対する支援が適切に行えるよう施策を進めます。

相談事業においては、保護者が子どもの発達の違いや障害・病気等についての不安を軽減できるよう、発達相談や就学相談を行います。

学校教育においては、校内委員会・特別支援コーディネーターの配置のほか、特別支援学級、通級指導学級を設置し、特別な支援の必要な児童、生徒一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育を実施します。

また、東京都や医療機関等の専門機関との連携を進め、地域での自立生活を支える総合的な支援を引き続き推進します。

（３）ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭について、相談支援や生活支援等、ニーズに合わせた支援を関係各機関とともにを行います。特に乳幼児を抱えるひとり親家庭では、子育てをはじめ生活全般にわたる精神的、経済的負担が大きいことから、本市では、各種手当や助成、給付金等の制度を活用して経済的自立を支援するとともに、就労支援等の生活全般の自立に向けた総合的な取り組みを行います。

労働者の職業生活と家庭生活の両立のための 雇用環境の整備に関する施策との連携

（１）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

子育てが円滑に取り組まれるためには、男女ともに仕事と生活の調和がとれた生活を営むことが大切です。本市では、企業・地域の子育てに対する理解と配慮を深めるための意識啓発を進めるとともに、各種制度がより利用しやすいものになるよう、今後も関係部署、市内事業所等をはじめとする民間団体、NPO等と連携して、ワーク・ライフ・バランスが実現するための取り組みを進めます。

（２）仕事と子育ての両立のための基盤整備

幼児期の教育・保育施設、放課後児童健全育成事業及び子育て援助活動支援事業等の充実を図り、多様な就労状況に対応した子育て支援に努めていきます。

計画の推進体制

（１）子育て中の家庭、地域社会、事業主、行政等の連携・協働

本計画の推進にあたって、市の関連部署と連携して横断的な施策に取り組むとともに、子育て中の家庭をはじめとして、幼稚園・認定こども園・保育所等の子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携・協働して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業への的確な反映に努めるとともに、新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

（２）計画の周知、情報提供

本計画の推進において、子育て家庭、事業者、関係機関、その他多くの市民の理解と協力は欠かせません。幼児期の教育・保育施設及び地域型保育事業、子育て支援事業等の子ども・子育て関連施設情報や事業内容、計画の進捗状況等について、市民や保護者、事業者等に、新たに創設された利用者支援事業や広報・市ホームページ、パンフレット等を通じて、幅広く情報を提供し、周知に努めます。

（３）計画の点検・評価

本計画に基づく施策の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価することが重要であると考えます。点検・評価にあたっては、毎年度、基本事項の幼児期の教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に係る利用状況、施設の確保方策の進捗状況を中心にまとめ、東久留米市子ども・子育て会議の意見を聴取しながら進めていきます。なお、必要に応じ、本計画の見直し（中間年度など）も検討していきます。

また、点検・評価結果は市ホームページ等で公表していきます。

子ども・子育て支援の推進については、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、PDCA サイクルに基づき、進行管理を行い、事業の改善につなげていきます。

① PLAN（計画の策定）

子ども・子育て会議の審議等を踏まえ、計画を定めます。

② DO（事業の実施）

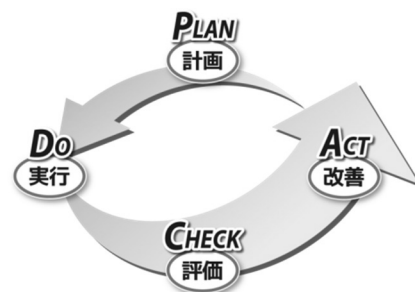
立案した計画に従い、様々な主体との連携・協働により事業を実施します。

③ CHECK（実施状況の評価・検証）

事業の実施状況进行评估・検証します。

④ ACT（評価結果を活用）

評価結果を踏まえ、より効果的な実施方法を検討し、必要に応じて見直しを行います。



東久留米市子ども・子育て支援事業計画（概要版）

発行年月 平成 27 年 3 月

発 行 東久留米市

編 集 東久留米市子ども家庭部子育て支援課

〒203-8555 東京都東久留米市本町 3-3-1

電 話：042-470-7735（直）

FAX：042-470-7807

メール：kosodateshien@city.higashikurume.lg.jp